

産 商 商 第 51 号

平成29年2月1日

みずほ信託銀行株式会社
代表取締役 澤 和久 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成28年6月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アフレ西院
京都市右京区西院東淳和院町1-1

- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

- 3 付帯意見

今後、車での来店があった際には、確実に近隣の時間貸し駐車場へ案内するとともに、小売業者の変更等により、駐車場が必要となる場合には、速やかに必要な台数を確保し、適切に対応することが望まれます。

また、身体の不自由な方等が車で来店した場合の対応について、ホームページ等で周知に努めることが望まれます。

さらに、引き続き、放置自転車対策等、周辺の地域の生活環境に配慮した取組を実施することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画上の商業地域に立地している。

周辺の地域の状況は、北側は医院及び住居、東側は西大路通を隔てて寺院及び交番、西側は飲食店及び住居、南側は四条通を隔てて阪急西院駅が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、質問や意見は出なかった。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見は1件であり、概要は以下の通りである。

- ・ 入居店舗に対し、駐車場についての案内を徹底させること。
- ・ 自動車での来客に対して迅速に駐車場の案内を行うとともに、車道から見える位置に駐車場の案内を明示すること。
- ・ 夕方や週末には駐輪場の入口への通路や周辺歩道が放置自転車で通行困難になることや、駐輪場が満車になっていることを踏まえて適切に対応すること。
- ・ 駐輪場を有料にするなど、店舗利用者以外の駐輪場利用を減らす努力を今以上にすること。
- ・ 入居店舗の従業員の駐輪場使用をやめさせるか、従業員用は別途確保すること。
- ・ 飲食店の呼び込みを控えさせること。
- ・ 外壁開口部に設置している広告物のデザイン性を向上させること。

4 市の見解

今回の変更は、駐車場の収容台数を0台に減らし、それに伴い駐車場の位置、駐車場の自動車の出入口の数及び位置、来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更するものである。

駐車場については、利用調査によると利用実績がなく、また、来客から駐車場に関する問合せもない状況である。

また、身体の不自由な方等が車で来店した場合には、施設内の駐車場の空き区画に案内する旨、届出者から審議会に対して説明があった。

以上により、今回の変更による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断される。

なお、今後、車での来店があった際には、確実に近隣の時間貸し駐車場へ案内するとともに、小売業者の変更等により、駐車場が必要となる場合には、速やかに必要な台数を確保し、適切に対応することが望まれる。

また、身体の不自由な方等が車で来店した場合の対応について、ホームページ等で周知に努めることが望まれる。

さらに、引き続き、放置自転車対策等、周辺の地域の生活環境に配慮した取組を実施することが望まれる。